資料6－1－7

広告表示適正化への取り組み

-総務省 第5回消費者保護モニタリング定期会合　評価・総括を受け-

2019年（平成31年）2月1日

電気通信サービス向上推進協議会

広告表示自主基準WG主査
広告表示アドバイザリー委員会委員長代理
花岡 隆春

前回モニタリング会合　評価･総括内容（広告表示）

１．広告表示（条件付き最安料金の訴求するといったもの）の適正性の確保については、総務省の他の会合等においても指摘 されているところ、各事業者及び事業者団体においては、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与える ことのないよう、取組を更に進めていく必要がある。

→ 電気通信サービス向上推進協議会広告表示アドバイザリー委員会においては、関係事業者から、テレビ、新聞等における広告の提供を受 け、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン（第１２版）」（平成３０年１月、電気通信サービス向上推進協議会）に照らし不適合なものを指摘し、関係事業者に改善を促しているところ、事業者及び同委員会においては、本取組を継続するとともに、苦情等の状況等を踏まえ、本協議会を構成する事業者団体の協力を得つつ、取組を強化していくことが求められる。

広告表示確認体制（現状）

通信4団体加盟社の広告を**四半期毎**に**自主基準ガイドライン**に照らしチェック

【テレビ広告】
・全国放送、もしくは、全国放送相当のテレビ広告
・関東・関西・中部のいずれかで放送されたテレビ広告

【新聞広告】
・全国紙（朝日、読売、毎日、産経、日経）の全面広告相当

※テレビ広告は15社前後100本程度/回、新聞広告は5社前後10面程度/回
※必要に応じWEBその他媒体もチェック

Ⅰ）広告表示検討部会（予備審査）
消費者団体、電気通信4団体、JARO

Ⅱ）広告表示ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ委員会（本審査）
有識者、弁護士、消費者団体代表、JARO

オブザーバー：総務省

事業者に対して、自主基準・ガイドラインに照らした4段階の検討結果を送付

協議会Webサイトで事業者名を伏せて公開

×問題があると指摘
△問題があるとまでは言えないが、表示（注釈含む）上の配慮等を指摘
○問題はないが、参考コメントを提示
◎問題はない

取り組み状況について

■広告アドバイザリー委員会　運用体制強化（昨年10月実施済）

- ✓ アドバイザリー委員会指摘事項の事業者へのフィードバック（通知）の迅速化
  →委員会開催後1週間以内目標に通知（従来の約2分の1の期間へ短縮）
- ✓ 事業者への指摘内容の公開の迅速化（企業・サービス名伏せて協議会HPへ掲載）
- ✓ 指摘内容に沿った広告の早期修正の協力を事業者へ要請
  →放送継続中のTVCMなども途中修正への協力を要請
- ✓ 特に「条件付き最安料金（割引料金）表示」の適正化に留意

■広告自主基準ガイドラインセミナーの開催（検討中）

- ✓ 広告表示自主基準ガイドラインの解説セミナーを企画
- ✓ 協議会HP公開情報（上記）の範囲で事業者への通知事例の解説等も想定

■その他

さらなる広告表示適正化へ向けて

■広告表示適性化推進の課題

- ✓ 直近３年の通信事業者への措置命令（消費者庁）や行政指導（総務省）の対象は事業者のホームページ（Webサイト）に掲載された表示
  ※Web広告は近年広告費1兆円/年を超え、テレビに並ぶ有力媒体に成長
- ✓ アドバイザリー委員会でのチェック対象はテレビ・新聞広告全件（ローカル広告を除く）だが、Web媒体や店頭広告の全件チェックは情報量が膨大で困難
- ✓ 自主基準ガイドラインに記載はあるが課題となっている広告表示への対応強化
- ✓ テレビ・新聞広告のチェックは維持しつつ、それ以外の媒体でも広告表示上で発生している問題や苦情の把握および把握方法の検討が必要
- ✓ 把握した問題についての整理の仕方、事業者へのFB方法等の検討が必要

appendix

広告表示自主基準ガイドライン　主な条文の規定内容の概要

第2条　広告の定義　どのようなものが広告なのか
第4条　関連法規の順守、**有利・優良誤認を行わない**、適合性の原則に配慮
第5条　**分かりやすい表示　文字サイズ・色・濃さ　強調表示と打消し表示の相対的大きさ　注釈の近接表示**
第6条　虚偽・誇大等の表現や**利益のみの強調表示の禁止**、不利益事項の記載
第7条　比較表示における客観性、公正性（同時期同等との比較）、最上級表示の留意点
第8条　料金の**安さを強調する際や割引などの表示**の際の記載必要事項
第9条　無料・割引**キャンペーンの期間表示や実質恒常的キャンペーンの注意点**
第13条　ベストエフォート型サービスでの記載事項
第14条　環境による速度低下の表示　**実効速度記載上の規定**
第18条　**条件付き最安料金表示での留意点　割引適用条件の明示**　割引期間の明示
第19条　最速エリアなどの表示　山間部や屋内などで通信ができなくなる場合がある旨の表示
第20条　データ通信の帯域制御に関する記載事項
第22条　広告媒体特性（表示スペースが限られている）による注釈一部省略の際の留意事項
第23条　**契約代理店（販売代理店・家電量販含む）による広告表示の適正化**を事業者が指導する旨

End Of File

電気通信サービス向上推進協議会